

清 総 総 号
平成21年12月16日

清水町議会議長 田 中 勝 男 様

清水町長 高 薄



議案の訂正について（申出）

第12回清水町議会定例会に係り12月10日に提出した議案中、誤りがありましたので、訂正につきまして特段なるご許可を賜りたく、次のとおり清水町議会会議規則第20条の規定により申出します。

記

○訂正する議案

議案第113号 清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の
制定について

○訂正する個所

「議案下段附則第1項の見出し」

正：（施行期日）

誤：（経過措置）

○訂正の方法 差し替え

議案第 113 号

清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 21 年 12 月 10 日提出

清水町長 高 薄 渡

清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

清水町簡易水道事業給水条例(平成 10 年清水町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,700 円	170 円
9,400 円	120 円
86,000 円	120 円
-	340 円

1,800 円	180 円
10,300 円	130 円
94,600 円	130 円
-	370 円

」を

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成 22 年 6 月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の水道料金については、なお従前の例による。